

安全データシート (S D S)

補修塗料1kg缶
Pグレー

整理番号：22-K1G-019
初版：2022年7月11日
改定：

アイジー工業株式会社

安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

- ・ 製品名 : 補修塗料1kg缶（色名：Pグレー）
- ・ 会社名 : アイジー工業株式会社
- ・ 住所 : 山形県東根市蟹沢上縄目1816-12
- ・ 連絡先 : 水戸工場 技術管理チーム
電話番号 029-240-9977 FAX番号 029-240-9978
- ・ 推奨用途及び使用上の制限事項 : 建築用塗料
- ・ 整理番号 : 22-K1G-019

2. 危険有害性の情報

【GHS分類】

- 引火性液体 : 区分2
- 急性毒性(経口) : 区分に該当しない
- 急性毒性(経皮) : 区分に該当しない
- 急性毒性(吸入：ガス) : 区分に該当しない
- 急性毒性(吸入：蒸気) : 区分5
- 急性毒性(吸入：粉塵, ミスト) : 区分に該当しない
- 皮膚腐食性／刺激性 : 区分2
- 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 : 区分2
- 呼吸器感作性 : 分類できない
- 皮膚感作性 : 区分に該当しない
- 生殖細胞変異原性 : 区分に該当しない
- 発がん性 : 区分2
- 生殖毒性 : 区分1A
- 特定標的臓器／全身毒性（単回ばく露）
 - 区分1 臓器（肝臓、呼吸器、腎臓、全身毒性、中枢神経系）の障害
 - 区分2 臓器（中枢神経系）の障害のおそれ
 - 区分3 : 区分外
- 特定標的臓器／全身毒性（反復ばく露）
 - 区分1 長期または反復暴露による臓器（肝臓、呼吸器、神経系、腎臓、全身毒性、中枢神経系）の障害
 - 区分2 長期または反復暴露による臓器（肝臓、精巣）の障害のおそれ
- *標的臓器の詳細は第11頁の有害性情報を参照のこと。
- 誤えん有害性 : 分類対象外
- 水生環境有害性短期(急性) : 区分2
- 水生環境有害性長期(慢性) : 区分2

【GHSラベル要素】

〔絵表示〕



〔注意喚起語〕

危険

【危険有害性の情報】

- 引火性の高い液体および蒸気
- 吸入すると有害のおそれ（蒸気）
- 皮膚刺激
- 強い眼刺激
- 発がんのおそれの疑い
- 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
- 臓器の障害
- 長期にわたるまたは反復ばく露による臓器の障害
- 水生生物に毒性
- 長期継続的影響によって水生生物に毒性

【注意書き】

《予防策》

容器を密閉しておくこと。
火花、裸火、高温体などの着火源から遠ざけること。（禁煙）
静電気対策のため装置等は接地し、防爆型の電気機器／換気装置／照明機器／工具を使用すること。
取扱時には飲食や喫煙をしないこと。
保護手袋／保護眼鏡／保護マスクを着用すること。
取扱後は手をよく洗うこと。
環境への排出を極力避けること。
塗料が付着した布、紙等の可燃物は廃棄まで水に浸して保管すること。

《緊急対応》

目に入った場合：

直ちに流水で15分間以上注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合には外し、その後も洗浄を続けること。
直ちに早く医師の診断を受ける。

皮膚等に付着した場合：

直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。

吸入した場合：

直ちに空気の新鮮な所に移して安静にする。

飲み込んだ場合：

口をすすぎ、直ちに医師に連絡すること。

漏出した場合：

漏出物を回収すること。河川等に排出され、環境への影響を起こさないよう注意する。

《保管》

涼しく換気のよい場所で、施錠して保管すること。

《廃棄》

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

3. 組成・成分情報

単一化学物質・混合物の區別 : 混合物
成分および含有量（危険有害性物質を対象）

化学名又は一般名	CAS No.	濃度 (%)	備考
二酸化チタン	13463-67-7	10~15	
二酸化ケイ素	7631-86-9	0.1~1	
トルエン	108-88-3	5~10	化審法優先評価化学物質No.46
キシレン	1330-20-7	10~15	化審法優先評価化学物質No.125
エチルベンゼン	100-41-4	5~10	化審法優先評価化学物質No.50
酢酸イソブチル	110-19-0	1~5	
メトキシブチルアセテート	4435-53-4	5~10	
メチルイソブチルケトン	108-10-1	10~15	化審法優先評価化学物質No.116
ニトロセルローズ	9004-70-0	1~5	
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	1~5	化審法優先評価化学物質No.66
3価クロム化合物	68909-79-5	1~5	
イソプロピルアルコール	67-63-0	1~5	化審法優先評価化学物質No.102
プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	108-65-6	1~5	
含水非晶質二酸化ケイ素	112926-00-8	1~5	

4. 応急措置

《目に入った場合》

- ①直に大量の清浄な流水で15分以上洗う。瞼の裏側まで完全に洗うこと。
- ②コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。
- ③直ちに医師の診断を受ける。

《皮膚に付着した場合》

- ①付着物を布で素早く拭き取り、大量の水および石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して充分に洗い落す。
溶剤、シンナーなどは使用しないこと。
- ②外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合には直ちに医師の診断を受けること。

《吸入した場合》

- ①蒸気、ガスを大量に吸い込んだ場合には、直に空気の新鮮な所に移し、暖かくして安静にする。
呼吸が不規則又は止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込まないようにする。
直に医師の手当を受ける。
- ②蒸気、ガスを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の手当を受ける。
呼吸が不規則又は止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込まないようにする。
直に医師の手当を受ける。

《飲み込んだ場合》

- ①誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- ②嘔吐物は飲み込まないこと。
- ③医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

必要な場合、応急処置および必要とされる特別な処置の指示

応急措置をする者の保護

人的リスクを伴うような行動、または適切な訓練を受けていない行動は行ってはならない。
煙霧が残存している疑いがある場合、救助隊は適切なマスクあるいは自給式呼吸器を着用しなければならない。
救助者が口移し人工呼吸で蘇生術を行うと、救助者に危険がおよぶことがある。

医師に対する特別な注意事項

症状に対応した対処療法を行うこと。大量に摂取あるいは吸引した場合は、直ちに毒物治療の専門医に連絡する。

特定の治療法

特定の治療法はない。

5. 火災時の措置

適切な消火剤： 炭酸ガス、泡消火剤、粉末化学消火剤、噴霧放水

不適切な消火剤： 棒状放水

火災時の措置に関する特有の危険有害性

引火性液体及び蒸気。

火災の際や加熱された場合、圧力の上昇が起こり、容器が破裂し、その結果爆発が起こるリスクがある。

流出物が下水道に流れ込むと、火災や爆発を引き起こす危険性がある。

水生生物に対する有害性があるため、水路、下水、排水管に放出してはならない。

分解生成物

分解生成物には以下の物質が含まれることがある。

二酸化炭素、一酸化炭素、金属酸化物

消化作業者用の特別な保護具と予防措置

火災発生後、すみやかに火災現場から人員を退避させ現場を隔離する。

人的リスクを伴うような行動、又は適切な訓練を受けていない行動は行ってはならない。

危険でなければ火災現場から容器を移動させる。噴霧放水を使用して火気にさらされた容器を冷温に保つ。

消化を行う者の保護

消防行う者は適切な保護具と、陽圧モードで動作するフルフェース部分を備えた自給式の呼吸器具を装着しなければならない。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

緊急時要員以外の人員用

人的リスクを伴うような行動、または適切な訓練を受けていない行動は行ってはならない。
周辺地域の人々を避難させる。関係者以外ならびに保護用具を着用していない作業員の入室を禁じる。漏出した物質に触れたり、その上を歩いたりしてはならない。
全ての発火源を遮断する。危険地域には、発火信号、煙草、火焰機器を持ち込まない。
蒸気や噴霧の吸入を避ける。十分な換気を行う。
換気が不十分な場合は適切な呼吸用保護具を着用する。適切な個人保護装置を着用する。

緊急時の責任者用

付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を速やかに取り除く。
着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
作業の際は適切な保護具（手袋・防護マスク・エプロン・ゴーグル等）を着用する。
乾燥砂・土・その他不燃性のものに吸収させ、大量の場合は、盛土で囲って流出を防止する。

環境に対する注意事項

漏出した物質や流去水の拡散、および土壤、水路、排水溝下水道との接触を回避する。
製品が環境汚染（排水、水路、土壤または大気）を起こしたときは、関係する行政当局に報告する。
大量に放出されると環境に対して有害である可能性がある。
漏出物を回収すること。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

少量流出

危険性がなければ、漏れを止める。漏出区域から容器を移動する。
火花を発生しない工具及び防爆型の装置を使用する。
水に不溶性の場合、乾燥した不活性吸収剤に吸着させ、適切な廃棄物処理容器に入れる。
許可を受けた廃棄物処理業者に依頼して処分する。

大量流出

危険性がなければ、漏れを止める。漏出区域から容器を移動する。
火花を発生しない工具及び防爆型の装置を使用する。
放出現場には風上から近づくこと。下水溝、水路、地下室または密閉された場所への侵入を防止する。
本製品がこぼれたら、砂、土、バーミキュライト、珪藻土等の非可燃性の吸収剤でこぼれを封じ込めた後、容器に集め、現地法に基づき廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

安全に取扱うための注意事項

適切な個人保護具を使用すること。

使用前に取扱説明書を入手すること。全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

眼、皮膚および衣類に触れないようにする。摂取してはならない。蒸気や噴霧の吸入を避ける。

環境への放出を避けること。換気が十分な場所でのみ使用する。換気が不十分な場合は適切な呼吸用保護具を着用する。

十分な換気がない限り、保管場所および密閉された空間に入らないこと。

使用しないときは元の容器又は適合素材で作られた認可済みの代替容器に入れ、密閉して保存する。

熱、火花、炎、その他の発火源から離れた場所で保管ならびに使用する。

防爆型の電気装置（換気設備、照明用具、物質取扱い用具）を使用する。

火花を発生させない工具を使用すること。静電気防止対策を講じる。

容器が空でも製品の残留物が残存していて有害危険性がある。容器を再利用してはならない。

一般的な職業衛生に関する助言

本物質の取扱い、保管、作業を行う場所での飲食および喫煙は厳禁。

作業者は飲食、喫煙の前に手を洗うこと。飲食区域に入る前に汚染した衣類と保護具を脱ぐこと。

安全に保管するための注意事項

- 現地の法規制に従って保管する。隔離され認定された場所に貯蔵する。
- 元の容器に入れ、換気の良い乾燥した冷所で直射日光を避け、仕様に記載されたシンナー等の添加剤以外との混合をさける。
- 飲食物から離して保管する。施錠して保管すること。あらゆる発火源を除去する。
- 酸化性物質に近づけない。使用直前まで、容器は固く閉め封印して保管する。
- いったん開けた容器は入念に再密閉し、漏出を防ぐため直立させて保管する。
- ラベルのない容器に保管してはならない。環境汚染を避けるために適切な容器を使用する。

8. 暴露防止及び保護措置

物質名	管理濃度	許容濃度ACGIH (TWA)	その他有害性
二酸化チタン		10 mg/m ³	L D 50 >12000mg/kg (rat)
二酸化ケイ素		10 mg/m ³	L D 50 >5000mg/kg (rat)
トルエン	20ppm	20ppm	L D 50 7530mg/kg (rat)
キシレン	50ppm	100ppm	L D 50 4351mg/kg (rat)
エチルベンゼン	20ppm	100ppm	L D 50 3500mg/kg (rat)
酢酸イソブチル	150ppm	150ppm	L D 50 13400mg/kg (rat)
メトキシブチルアセテート			L D 50 4210mg/kg (rat)
メチルイソブチルケトン	20ppm	50ppm	L D 50 2080mg/kg (rat)
ニトロセルローズ			L D 50 >5000ml/kg (rat)
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		5mg/m ³	L D 50 >20000mg/kg (rat)
3価クロム化合物	0. 05 mg/m ³ (Cr)	0. 5 (Cr) mg/m ³	情報なし
イソプロピルアルコール	200ppm	200ppm	L D 50 5045mg/kg (rat)
プロピレングリコールモノメチルエーテル			L D 50 8532mg/kg (rat)
アセテート			
含水非晶質二酸化ケイ素		10 mg/m ³	L D 50 3160mg/kg (rat)

適切な技術的管理

換気が十分な場所でのみ使用する。工程の隔離、局所排気通風装置あるいはその他の技術的管理設備を使用し、作業者が暴露される空気中の汚染物質濃度を、推奨あるいは法定暴露限界以下に保つ。ガス、蒸気あるいは塵埃の濃度を暴露限界以下に保つためには技術的な管理も必要となる。
防爆型換気装置を使用する。

個人の保護措置

衛生対策

化学製品の取り扱い後は、食事、喫煙、およびトイレの使用前、さらに作業時間の最後に、両手、両腕の肘から手首までの部分、また、顔を充分に洗う。
汚染された可能性のある衣類を取り除く際には、適切な技術を用いる。汚染された衣類は、再着用の前に洗濯する。
作業場所の近くに洗眼スタンドと安全シャワーが設置されていることを選択する。

呼吸用保護具

危険性と暴露の可能性に基づき、適切な基準または認証を満たすマスクを選択すること。
マスクは、説明書に従って使用し、適切な付け心地、トレーニング、および使用上のその他の側面を確実にすること。

手の保護具

リスク評価によって必要とされるときは、化学製品の取り扱いの際、承認された基準に合格した耐化学品性で不浸透性の手袋を常に着用する。

保護眼鏡/保護面

リスク評価によって必要とされるときは、液体の飛まつ、ミスト、ガスあるいは塵埃への暴露をさけるため、承認された基準に合格した安全眼鏡を着用する。
接触の可能性がある場合、評価によってより高次の保護が指摘されている場合を除いて、耐化学物質飛沫よけゴーグルを着用する。

皮膚の保護

身体保護具

作業者の身体保護衣は、行う作業の内容および関連するリスクに基づいて選択すること。

静電気から引火する可能性がある場合には、帯電防止防護服を着用しなければならない。

静電放電から最大限に保護するためには、保護具に帯電防止オーバーオール、長靴および手袋を使用すること。

行う作業とそれに付随するリスクに基づき、適切な履物および何らかの追加的な皮膚保護具が必要な場合は、専門家の認可を受けなければならない。

9. 物理及び化学的性質

物理状態

: 液体

色

: グレー

臭気

: 有機溶剤臭（臭いの閾値データなし）

融解点/凝固点

: データなし

沸点又は初留点及び沸点範囲

: 110.6 ~ 171°C

可燃性

: 引火性

爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界

: 爆発上限界 15%， 爆発下限界 1.1% (参考)

引火点

: 14°C

自然発火点 (参考値)

: 408°C

分解温度

: データなし

pH値 (水性のもの)

: 該当せず

動粘性率

: 500 m²/s (20°C)

溶解度

: 水に難溶

n-オクタノール/水分配係数

: データなし

蒸気圧 (参考値)

: 29 (hPa/20°C)

密度及び/又は相対密度

: 1.05 ~ 1.15

粒子特性

: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性

この製品またはその成分に関しては、反応性に関する利用可能な具体的試験データはない。

化学的安定性

製品は安定である。

危険有害反応可能性

通常の貯蔵および使用条件下では、有害な反応は起こらない。

避けるべき条件

いかなる発火源（火花あるいは炎）にも近づけてはならない。

加圧、切断、溶接、ロウ付け、はんだ付け、穴あけ、研削を行ってはならず、容器を熱源や発火源に近づけてはならない。

混触危険物質

強酸、強アルカリおよび酸化剤から離して保管すること。

危険有害な分解生成物

通常の保管及び使用条件下では、危険な分解生成物は生成されない。

11. 有害性情報

組成物質の健康有害性情報（危険有害物質を対象）

・急性毒性（経口）

トルエン（区分5）, キシレン（区分5）
エチルベンゼン（区分5）, メチルイソブチルケトン（区分5）
メチルイソブチルケトン（区分5）, イソプロピルアルコール（区分5）
含水非晶質二酸化ケイ素（区分5）

・急性毒性（経皮）

メチルイソブチルケトン（区分5）, イソプロピルアルコール（区分5）

・急性毒性（吸入：蒸気）

トルエン（区分4）, エチルベンゼン（区分4）
酢酸イソブチル（区分5）, メチルイソブチルケトン（区分4）

・皮膚腐食性／刺激性

トルエン（区分2B）, キシレン（区分2）
エチルベンゼン（区分3）, 酢酸イソブチル（区分3）
フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（区分3）

・眼に対する重篤な損傷性／刺激性

二酸化チタン（区分2）, 二酸化チタン（区分2B）
トルエン（区分2B）, キシレン（区分2A）
エチルベンゼン（区分2B）, 酢酸イソブチル（区分2B）
フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（区分2B）, イソプロピルアルコール（区分2A-2B）

・発がん性

二酸化チタン（区分2）, エチルベンゼン（区分2）, フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（区分2）

・生殖毒性

トルエン（区分1A）, キシレン（区分1B）
エチルベンゼン（区分1B）, フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（区分1B）
イソプロピルアルコール（区分2）

・特定標的臓器／全身毒性（単回暴露）

二酸化チタン（区分3：気道刺激性）, 二酸化ケイ素（区分3：気道刺激性）
トルエン（区分1：中枢神経系）、（区分3：気道刺激性、麻酔作用）
キシレン（区分1：呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓）、（区分3：麻酔作用）
エチルベンゼン（区分2：中枢神経系）、（区分3：気道刺激性）
メチルイソブチルケトン（区分3：気道刺激性、麻酔作用）
ニトロセルローズ（区分3：気道刺激性）
イソプロピルアルコール（区分1：中枢神経系、腎臓、全身毒性）、（区分3：気道刺激性）

・特定標的臓器／全身毒性（反復暴露）

トルエン（区分1：中枢神経系、腎臓、肝臓）、メチルイソブチルケトン（区分1：全身毒性）
フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（区分2：精巣、肝臓）
イソプロピルアルコール（区分2：血管、肝臓、脾臓）

・誤えん有害性

トルエン（区分1）, キシレン（区分2）
エチルベンゼン（区分1）, メチルイソブチルケトン（区分2）, イソプロピルアルコール（区分2）

可能性のある暴露経路についての情報

：データなし

起こりうる急性毒性

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 目に入った場合 | ：強い眼刺激。 |
| 吸した場合 | ：重大な作用や危険有害性は知られていない。 |
| 皮膚に付着した場合 | ：皮膚刺激 |
| 飲み込んだ場合 | ：重大な作用や危険有害性は知られていない。 |

物理的、化学的および毒性学的特性に関係した症状

目に入った場合	: 痛み及び刺激、流涙、充血
吸入した場合	: 胎児体重の減少、子宮内胎児死亡の増加、骨格の変形
皮膚に付着した場合	: 刺激、充血、胎児体重の減少、子宮内胎児死亡の増加、骨格の変形
飲み込んだ場合	: 胎児体重の減少、子宮内胎児死亡の増加、骨格の変形

短期および長期ばく露による遅延および即時影響、ならびに慢性影響

短期曝露

潜在的な即時性作用	: データなし
潜在的な遅発性作用	: データなし

長期曝露

潜在的な即時性作用	: データなし
潜在的な遅発性作用	: データなし

急性毒性推定値

経路	急性毒性推定値 (ATE 値)
経口	6137 mg/kg
経皮	21097 mg/kg
吸入 (ガス)	23330 ppm
吸入 (蒸気)	205 mg/L

1 2. 環境影響情報

(1) 組成物質の水生環境有害性情報（危険有害性物質を対象）

水生環境有害性短期（急性）

トルエン（区分 2）, キシレン（区分 2）
エチルベンゼン（区分 1）, 酢酸イソブチル（区分 3）
フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（区分 1）

水生環境有害性長期（慢性）

二酸化チタン（区分 4）, キシレン（区分 2）

- (2) 生態毒性 : 本製品としてデータなし
- (3) 残留性／分解性 : 本製品としてデータなし
- (4) 生蓄積性 : 本製品としてデータなし
- (5) 土壤中の移動性 : 本製品としてデータなし
- (6) オゾン層への有害性 : 分類できない

漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与えるおそれがあるので、取扱いに注意する。
特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

1 3. 廃棄上の注意

- ①廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理を委託する。
- ②容器、機器装置等を洗浄した洗浄液等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ③排水処理、廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法律にしたがって処理を行うか、処理を委託すること。毒劇物取締法該当の場合、「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準」にしたがって処理をする。
- ④廃塗料などを焼却処理をする場合、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。
- ⑤廃棄物等を焼却処理をする場合、有害ガス等を発生するため、適切な除去装置のある焼却炉を使用すること。
- ⑥塗料製品、廃塗料及び焼却灰などは、特別管理産業廃棄物に該当することがあるので、廃棄はこの法規に準じて行うこと。

1 4. 輸送上の注意

- ①取扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。
- ②陸上輸送では、消防法、労働安全衛生法、毒劇物取締法に該当する場合には、法令の定めるところに従うこと。

- ③海上輸送では、船舶安全法の定めるところに従うこと。
④航空輸送では、航空法の定めるところに従うこと。

指針番号 : 128
国連番号 : 1263
国連危険等級 : 3 (Flammable liquids)
容器等級 : II

15. 適用法令

労働安全衛生法 :	通知対象物質は3章を参照、危険物（引火性の物）、有機溶剤中毒予防規則（第2種有機溶剤）、特定化学物質障害予防規則（管理第2類物質、特別管理物質）：エチルベンゼン、メチルイソブチルケトン
毒物劇物取締法 :	該当しない
消防法 :	第4類第1石油類（非水溶性）
悪臭防止法 :	トルエン、キシレン、メチルイソブチルケトン、イソブタノール、酢酸エチル
化学物質管理促進法 :	該当物質有り

化学名又は元素名	現行化管法		改正化管法	
	濃度 (%)	政令番号 (M:元素対象)	濃度 (%)	管理番号 (M:元素対象)
トルエン	8.3	1-300	8.3	300
キシレン	10	1-080 (対象外)	10 11	80 737
メチルイソブチルケトン				
エチルベンゼン	8.6	1-053	8.6	53
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	4.2	1-355	4.2	355

* 現行化管法は、2008（平成20）年に改正された施行令（令和5年3月31日まで有効）

改正化管法は、令和5年4月1日施行

16. その他の情報

主な引用文献

- ☆独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）公表データ
- ☆溶剤ポケットブック
- ☆危険防災救急便覧
- ☆国際化学物質安全カード（ICSC）

注意：危険・有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱には十分注意して下さい。